

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年7月2日

提出者

生越俊一  
遠藤力一  
小沢秀多  
白石恵子  
岩田浩岳

福井竜夫  
加藤勇  
五百川純寿  
角智子  
高橋雅彦

坪内涼二  
須山隆  
福田正明  
平谷昭  
吉田雅紀

(別紙)

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

島根県をはじめとする地方自治体は、進展する少子高齢化・過疎化に伴い、子育て支援、教育、医療・介護・福祉の社会保障、防災・減災対策、環境対策など、果たす役割が拡大する中で、地方創生・人口減少対策など、新たな政策課題にも直面し、財政の更なる充実・強化が求められている。

政府の「新経済・財政再生計画」では、地方の一般財源総額について「2021年度まで2018年度と実質的に同水準を確保する」とされているが、一方では財政健全化について更なる取り組みを求められている。

しかし、国民・県民の生活を守るためには、増え続ける社会保障費をはじめとする地方の財政需要を的確に判断し、その財源の確保が図られなければならない。

以上のことから、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、財源の確保がなされるよう、次の項目の実現を求める。

### 記

- 1 社会保障、防災・減災対策、環境対策、地域交通対策、地方創生・人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。  
特に、社会保障については、急増するニーズへの対応と人材を確保するための予算の確保及び地方財政措置を的確に行うとともに、幼児教育・高等教育の無償化に伴う地方負担分の財源措置を確実に行うこと。
- 2 先進的な自治体が達成した経費水準を地方交付税に反映する「トップランナー方式」は、過疎地域・離島等の条件不利地域を抱える地方自治体では、構造的に行政コストが高く非常に不利であるなど、客観・公平・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであり、廃止・縮小を含め、見直しを行うこと。
- 3 各自治体において2020年度から始まる会計年度任用職員制度については、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、増加する地方自治体の財政需要に対して適切な財源措置を行うこと。
- 4 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議の上、森林資源の多い地方自治体への譲与額を増大させるよう見直しを行うこと。
- 5 地方税の偏在是正のため、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図るなど、抜本的な対策を講じること。また、地方交付税の原資の確保については、地方の財政需要に応じて、地方交付税法定率の引き上げにより確保するべきであり、臨時財政対策債に過度に依存しないものとする。
- 6 地方自治体における基金は、災害や不測の事態に備えるために、地方議会の審議を経て判断したものであり、基金残高の増加を理由に地方交付税の削減を行なわないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
経済産業大臣

【令和元年7月2日原案可決】